

平成20年第4回  
安堵町議会定例会会議録

平成20年12月10日(水) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井	修	2 番	山 岡	敏
3 番	岡 田	裕 明	4 番	森 田	瞳
5 番	吉 田	忠 世	6 番	松 田	和 代
7 番	松 本	正 弘	8 番	溝 脇	久 利
9 番	田 中	幹 男	10 番	岸 田	充 隆
11 番	吉 田	宏 至	12 番	溝 本	隆

2 出席議員 12名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長 島 田 悠紀夫

教育長 中川克己

理事 北田秀章 税務課長 喜多君美代

住民課長 吉岡勉 理事 高間俊和

人権同和対策課 産業課長 寺前高見

理事 山崎文生 水道課長 北門康幸

教育次長 金振壽美恵

#### 5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長 近藤善敬 書記 吉川明宏

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 報告第 1 号：安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 4 報告第 2 号：職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 5 報告第 3 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算の専決処分について (補正第 3 号)

日程第 6 議案第 1 号：安堵町国民健康保険条例の一部改正について

日程第 7 議案第 2 号：平成 20 年度安堵町一般会計補正予算について (補正第 4 号)

日程第 8 議案第 3 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算について (補正第 1 号)

日程第 9 議案第 4 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について (補正第 2 号)

日程第 10 議案第 5 号：水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結について

-----

-----  
開 会 午前 10 時  
-----

議長（吉田宏至） おはようございます。早朝より御苦勞様でございます。  
ただいまの出席議員 12 名です。  
定足数に達していますので、平成 20 年第 4 回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） これから本日の会議を開きます。

-----  
議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受け致します。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。  
歳末何かとお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。  
今回の定例会に提案させていただいております案件は、条例関係の専決処分が 2 件、補正予算の専決処分が 1 件、専決処分案件は 3 件でございます。条例の一部改正案件が 1 件、補正予算案件が 3 件、工事請負契約案件が 1 件の合計 8 件でございます。順を追って大略説明をさせていただきますので皆様方の御審議よろしくお願い致します。御承認・御可決賜りますようお願い致します。  
まず報告第 1 号でございます。

安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。本改正につきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び広域社団法人及び広域財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されたことに伴いまして改正するものでございます。内容につきましては、本条例中、民法により引用されていた分を新たに地方自治法に規定されることに伴う法改正に伴う文言整備を行うものでございます。12 月 1 日の施行のため、これを専決処分とさせていただきました。

次に報告第 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

株式会社日本政策金融公庫法が本年 10 月 1 日より施行されたことに伴いまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業公庫及び国際協力銀行などが解散し、これらを株式会社日本政策金融公庫が引き受けることとなっております。

す。これによりまして職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び関連する安堵町消防団員等公務災害補償条例に係る文言整備を行うものでございます。これも施行日が10月1日からですので専決処分とさせていただきます。

次に報告第3号、平成20年度安堵町一般会計補正予算の専決処分についてあります。

今回の補正につきましては、消防費において40万円の増額を致したところでございます。補正内容は御承知のとおり9月26日に発生致しました西安堵における家屋火災がありました。消防等に関する規約により、被災者の方への見舞金として補正したものでございます。なお、緊急を要したためこれを専決処分とさせていただきます。全焼につきましては30万、それから類焼につきましては10万ということでございます。

議案第1号、安堵町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

今回の改正は通常の妊婦において分娩時の事故で新生児が脳性麻痺となった場合に医者の過失に関係なく補償する無過失補償制度が来年1月から開始されることによる。それに対応するための分娩の医療機関が1分娩当たりの掛金を支払う仕組みであり、この相当額を被保険者に請求されるため、産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合に3万円を限度として加算し、これを支給しようとする改正でございます。

議案第2号、平成20年度安堵町一般会計補正予算についてであります。今回の補正は1,140万4千円の増額補正であります。補正内容につきましては総務費において職員、議員等の給与明細書及び封筒が、3月分以降が不足するため、これに対応するため16万4千円。これは3年分を同時に印刷しようと考えているところでございます。同じく総務費において、指定統計のうち工業統計調査で調査対象の範囲が増加されたため3万2千円の追加。次に民生費において、障害者自立支援の利用者が当初見込みより大幅に増加したため232万5千円を補正するものであります。次に衛生費において、ゴミの収集車でありますロータリー車ですが、購入後8年が経過しており、エンジン部分のトラブル不良及びロータリー部分の腐食等が著しく進行しており、修理等が困難、また、修理費が高額なために新規の購入を致したいと存じまして751万円を補正するものであります。これはまた特殊車両であるため即入ということにはなりませんので、約3箇月ぐらいがかかるということでございます。

最後に土木費の住宅費であります。消防法により公営住宅等に火災報知器を平成21年5月末までに設置することと決められております。公営住宅・改良住宅において当初平成20年度、21年度の2箇年で契約しておりましたが、県費補助、これ45%ですが今年度で全額賄うことができるため、21年度予算分137万3千円を繰り上げ実施するものでこれを補正致しました。

次に議案第3号、平成20年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算について。

今回の補正は 2,109 万 8 千円の増額補正で補正内容につきましては、後期高齢者支援金等で社会保険診療報酬支払基金へ支払う拠出金額が確定したので 214 万円の補正。共同事業拠出金の拠出金額これも確定致しましたので国保連合会への支払いとして 1,378 万 2 千円を補正致しました。

次に諸支出金で平成 19 年度国民健康保険療養給付費の補助金が確定致しましたので、これが超過交付を受けておりましたので 467 万 6 千円を補正し償還するものでございます。同じく諸支出金において 70 歳代前半に係る一部負担金等の軽減特例措置が本年 2 月に決定されており、療養費について差額の 1 割負担分を国保で立替え払いを行っておりますが、本年 4 月に会計事務に係る要綱が示されたことにより、科目を新たに新設し、必要な予算として 50 万円を補正するもので、歳入においても立替え分を受け入れる科目を設定致しました次第であります。

議案第 4 号、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算についてで、この補正は 247 万 8 千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、国において長寿医療制度の見直し方針として高齢者の円滑な運営のための負担の軽減についてを決定されておりますが、更に検討すべき課題として保険料の軽減対策対応のため、市町村において 21 年度に向け電算システムを改修すべく概要が示されたところであり、これに向け電算システムの改修に係る費用を補正するものであります。

次に議案第 5 号、水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結についてであります。これは議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条。これは 5 千万円以上の規定に基づきまして本年 11 月 27 日入札を行った工事契約に関する契約の締結について議決を求めるものでございます。契約の目的は水環境整備下水道工事、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は 7,266 万円うち消費税 346 万円でございます。契約の相手は天理市石上町 598 番地の 1、菅野建設株式会社でございます。施行場所は笠目地区でございます。

以上、大略説明させていただきましたが、なお詳細、細部につきましてはその都度各担当課長から説明致させますので何卒よろしく御審議賜り、御承認、御可決賜りますようお願い致しまして簡単ですが招集の挨拶兼ね関係説明とさせていただきます。

-----  
議長（吉田宏至） ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第 105 条の規定により、  
6 番、松田和代 議員と、7 番、松本正弘 議員を指名致します。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 2：「会期決定」を議題と致します。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より 17 日までの 8 日  
間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から 17 日までの 8 日間とすることに決定しました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 3 報告第 1 号：「安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に  
関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第 1 号、安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関  
する条例の一部を改正する条例の専決処分について御説明致します。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人  
の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行され  
たことに伴います改正でございます。

本条例中、民法より引用していた法律が新たに地方自治法で制定されました。  
それから地方自治法より引用するということの文言整備を行うものでございます。

なお、12月1日からの施行であるためこれを専決処分とさせていただきました。  
議案書の一番最後のページにあります新旧対照表をお願い致します。

まず第2条関係でございますけれども、第2条第1項第1号中で、第19条第1項第1号「へに」でなっております。この部分の「へ」というのはミスプリで単なる印刷のミスプリであります。この際ということで改正させていただくもので削除するものでございます。次に同項第2号中の仮代表者、また、同項3号中の特別代理人、そして同項第4号中精算人、そして第11条第1項第2号中の認可地縁団体の解散のこれらのそれぞれの定義を民法からしてございましたけれども、地方自治法で引用するというのでございます。まず同項2号中の仮代表者の定義を地方自治法第260条の9の規定に改めること。3号中の特別代理人を地方自治法第260条の10の規定に改め、精算人の定義を地方自治法第260条の24又は第260条の25に規定を改めること。そして11条第1項第2号の関係では認可地縁団体の解散の定義を地方自治法第260条の20の規定に改めるということでございます。以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年3月安堵町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成20年12月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安堵町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年3月安堵町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成20年9月30日専決

安堵町長 島田悠紀夫

本文につきましては、先程御説明させていただきましたので省略させていただきます。御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） はい、森田議員。

4 番（森田 瞳） 理事、この安堵町内でこの地縁団体の団体というのは何件ぐらいございますの。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 今現在、地縁団体で登録されております自治会又は大字というのは、窪田大字一つと、小泉苑の自治会で一つという二つが地縁団体登録されております。

4 番（森田 瞳） ありがとうございます。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

4 番（森田 瞳） はい。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 1 号を採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、報告第 1 号は承認することに決定しました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第4 報告第2号：「職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 報告第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の専決処分について御説明致します。

株式会社日本政策金融公庫法が本年の10月1日より施行されております。これに伴いまして従来の国民生活金融公庫、農林業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行等が解散し、これらの後を株式会社日本政策金融公庫が引き継ぐこととなっております。これに係る文言整備でございます。

なお、10月1日施行のためこれを専決処分とさせていただきます。議案書の最後の方にあります新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。まず下から2枚目の方の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表でありますけれども、第12条の第1項第3号中の中ほどでございます。まず現行で「公庫の予算及び決算に関する法律第1条に規定する公庫」と、これが先程言いました四つ。なお、もう一つ本来は沖縄振興開発金融公庫がございます。これらが本来解散する予定ですが、その内の沖縄振興開発金融公庫は平成24年度以降に統合するという事で現在残っております。そういった意味でこの改正案では沖縄振興開発金融公庫のみが一応該当するという事でこの文言整備を行っております。

次に次のページでございます。安堵町消防団員等公務災害補償条例関係でございます。これの新旧対照表でございますけれども、第3条第2項中の「国民生活金融公庫」現行これが先ほど申しました後を引き継ぎます株式会社日本政策金融公庫に改めるという文言整備を行ったところでございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第2号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成20年12月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決する。

平成 20 年 9 月 29 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

改正につきましては、先程御説明させていただきましたので省略したいと思います。御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 2 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 2 号は承認することに決定しました。

.....

議長（吉田宏至） 日程第 5 報告第 3 号：「平成 20 年度安堵町一般会計補正予算の専決処分について（補正第 3 号）」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第 3 号の説明をさせていただきます。その前にお詫びということで申し上げたいことございます。お手元の方に配付させていただいておると思いますが、専決処分書。これがセットするときに飛んでしましまして抜けておりました。実に申し訳ございません。報告第 3 号の議案書の次にお入れいただきたいと思っております。改めてお詫び申し上げます。

それでは報告第 3 号、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算の専決処分（補正第 3 号）について御説明致します。予算書 7 ページをお願い致します。今回の補正につきましては消防費でございます。40 万円の増額補正を行っております。補正内容につきましては、去る 9 月 26 日西安堵におきまして家屋火災が発生致しております。被災者方への見舞金として補正を行ったものでございます。歳入につきましては繰越金を充てております。なお、緊急を要しましたのでこれを専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは議案書を朗読致します。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 20 年 12 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 20 年 9 月 26 日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願い致します。

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 3 号）

平成 20 年度安堵町一般会計補正予算（第 3 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 40 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 27 億 5,321 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第一表 歳入歳出予算補正による。

平成 20 年 9 月 26 日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表 歳入歳出予算補正

まず歳入

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1 億 6,307 万 6 千円、補正額 40 万円、計 1 億 6,347 万 6 千円。

歳入の総合計と致しまして

補正前の額 27 億 5,281 万 8 千円、補正額 40 万円、計 27 億 5,321 万 8 千円。

歳出

款 9. 消防費、項 1. 消防費

補正前の額 1 億 1,442 万 6 千円、補正額 40 万円、計 1 億 1,482 万 6 千円。

歳出総合計と致しまして

補正前の額 27 億 5,281 万 8 千円、補正額 40 万円、計 27 億 5,321 万 8 千円。

以上でございます。後の省略させていただきたいと思います。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第 3 号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、報告第 3 号は承認することに決定しました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第 6 議案第 1 号：「安堵町国民健康保険条例の一部改正について」を議題と致します。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第 1 号提案につきまして、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

最近の周産期医療問題等で産婦人科医療等から医学的管理における一定の出産に係る事故、脳性麻痺等についてでございます。医療の無過失補償により補償金の支払に備えるための仕組みが創設されましたので、それに伴いまして出産費の増額が見込まれることから出産一時金等の金額を見直す必要となり、平成 20 年 12 月 5 日健康保険法施行令等の一部改正する政令第 371 号が公布されましたので、施行が来年 1 月 1 日からに伴いまして施行に準拠して当町の国民健康保険条例の一部を改正するもので、今議会に提案し御承認をお願いするものでございます。

お手元の資料の新旧対照表の方を御覧いただきたいと思います。

箇所につきましては第 8 条にただし書きを改正するものでございます。8 条の後に「ただし、町長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を勘案し、必要があると認めるときは規則で定めるところによりこれに 3 万円を上限として加算するものとする。」を加えます。それから 2 項につきましては、第 9 条次条ということで文言整備させていただきました。そういう改正でございます。

お手元の資料の議案書を朗読させていただきます。

議案第 1 号：安堵町国民健康保険条例の一部改正について

安堵町国民健康保険条例（昭和 37 年 7 月安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 12 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページ御覧ください。

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

安堵町国民健康保険条例（昭和 37 年 7 月安堵村条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項に次のただし書きを加える。

ただし、町長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条の規定を  
勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに 3 万円  
を上限として加算するものとする。

同条第 2 項中「第 9 条」を「次条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第 8 条の規定による出  
産育児一時金の額は、なお従前の例による。

以上でございます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

5 番（吉田忠世） はい。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5 番（吉田忠世） 5 番吉田でございます。

このただし書きが加わったわけですが、この 3 万円を上限として加算する  
ということについては具体的にはどういった事柄が出てくるのでしょうか。

住民課長（吉岡 勉） はい。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 12 月 5 日の政令 371 号でございますが公布されております。そ  
の中の各保険者におきます 3 万円上限ということでございますが、出産される被  
保険者、現行は 35 万円でしたが 3 万円を加算というのは、医療機関がその出産  
時における先程言いました脳性麻痺等の障害が出た場合の保険料でございます。  
その保険に加わる金額を出産被保険者に加算するというので、それは費用に上  
限として上乗せされますので各保険制度によって条例でその 3 万円を上限として  
加算するという改めでございます。

その医療機関につきましては、政府の方に登録制となっておりますので、これ  
も今しがた国の方から流れてきた適用区分で、登録証が政府広報に記載されると  
いうことで、3 万円はいわゆる保険料でございます。以上でございます。

議長（吉田宏至） 吉田議員。よろしいですか。

議長（吉田宏至） 他に質疑はございませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第1号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第7 議案第2号：「平成20年度安堵町一般会計補正予算について（補正第4号）」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第2号、平成20年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について御説明致します。予算書の8ページをお願い致します。  
今回の補正総額は1,140万4千円の増額補正でございます。補正内容につきましては、まず総務費の一般管理費におきまして、職員等の給与明細書及び封筒が3月分以降不足致します。これに係ります印刷に係る費用として16万4千円、これ3箇年分、単価を抑えるために3箇年分を一括ですると。色落ち等もしないと

いうことを聞いております。そして同じく総務費の指定統計費におきまして、工業統計調査でありますこの調査対象の範囲が従業員数4人以下が3人以下に増えたということで、この範囲が増えたための追加費用ということで3万2千円の補正でございます。これは補助でございます。次に民生費の自立支援給付費及び地域生活支援事業費であります、これにつきましては当初見込みより利用者が大幅に増加致しましたので、それに係る費用として232万5千円を補正するものでございます。

次に衛生費でございます。9ページでございます。

塵芥処理費におきましてゴミの収集車であります2トンロータリー車でございます。これが購入後8年が経過しておりまして、最近エンジン部分の故障が頻繁に起こり、また、後部のロータリー部分が錆び等により腐食も著しく進行しており、修理等が困難であると。また、修理代には莫大な金が掛かるため新たに新規に購入致したく、その費用と致しまして751万円を補正するものでございます。

最後に土木費の住宅管理費であります、消防法によりまして公営住宅等に火災報知器を平成21年5月までには設置することとされております。当町の公営住宅、また、改良住宅におきまして20年度、21年度の2箇年で設置計画を立てておりましたけれども、県の補助金が全額いただけるということで賄うことができますので、今年度で繰り上げて前倒しで全てを設置したいということで137万3千円を補正させていただくものでございます。なお、歳入につきましては6ページ以降それぞれの財源を充てるものでございます。以上でございます。

それでは議案書を朗読致します。

議案第2号：平成20年度安堵町一般会計補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成20年度安堵町一般会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成20年12月10日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の1ページをお願い致します。

議案第2号：平成20年度安堵町一般会計補正予算（第4号）

平成20年度安堵町一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,462万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年12月10日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願い致します。

第一表歳入歳出予算補正

まず歳入でございます。

款 8. 地方特例交付金、項 3. 地方税等減収補てん臨時交付金

補正前の額 0、補正額 56 万 6 千円、計 56 万 6 千円。

款 13. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 5,667 万 3 千円、補正額 20 万円、計 5,687 万 3 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 511 万 9 千円、補正額 158 万円、計 669 万 9 千円。

款 14. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 5,952 万 9 千円、補正額 10 万円、計 5,962 万 9 千円。

項 2. 県補助金

補正前の額 3,939 万 3 千円、補正額 48 万 1 千円、計 3,987 万 4 千円。

項 3. 委託金

補正前の額 2,227 万 6 千円、補正額 3 万 2 千円、計 2,230 万 8 千円。

款 15. 財産収入、項 2. 財産売払収入

補正前の額 1 万円、補正額 65 万円、計 66 千円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 1 億 6,347 万 6 千円、補正額 779 万 5 千円、計 1 億 7,127 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 27 億 5,321 万 8 千円、補正額 1,140 万 4 千円、計 27 億 6,462 万 2 千円。

歳出でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 2 億 4,939 万 6 千円、補正額 16 万 4 千円、計 2 億 4,956 万円。

項 5. 統計調査費

補正前の額 36 万 7 千円、補正額 3 万 2 千円、計 39 万 9 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 2,671 万 4 千円、補正額 232 万 5 千円、計 4 億 2,903 万 9 千円。

款 4. 衛生費、項 2. 清掃費

補正前の額 3 億 2,895 万 8 千円、補正額 751 万円、計 3 億 3,646 万 8 千円。

款 8. 土木費、項 4. 住宅費

補正前の額 5,707 万 6 千円、補正額 137 万 3 千円、計 5,844 万 9 千円。

歳出合計

補正前の額 27 億 5,321 万 8 千円、補正額 1,140 万 4 千円、計 27 億 6,462 万 2 千円。

以上でございます。4 ページ以降は省略したいと思います。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 2 号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） 日程第 8 議案第 3 号：「平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計  
補正予算について（補正第 1 号）」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第 3 号の提案について説明させていただきます。  
予算書の 8 ページを御覧いただきたいと思います。  
款 3. 後期高齢者支援金等でございます。これは、本年度から施行されまして、  
支払基金の方に後期高齢者医療制度の支援金ということで、拠出金の額が確定さ  
れました。それによる不足額 214 万円を。不足額を補正するものでございます。

続きまして款 7 の共同事業拠出金でございます。これも奈良県下の市町村保険者すべてが加入しておる高額共同事業でございます。それにつきましても精算確定しましたので、その不足額 105 万 8 千円を補正するものでございます。次の 3 の保険財政共同安定化事業拠出金。これも奈良県保険者のすべてが加入している事業でございます。保険財政共同安定化事業ということで拠出金が確定しましたので、その不足額 1,272 万 4 千円を補正するものでございます。

それから款 11 の諸支出金でございます。これにつきましては、19 年度の医療給付費負担金、補助金でございます。これの精算で超過交付を受けておりましたので、その精算返還金でございます。467 万 6 千円を償還するものでございます。それから、項 2 の療養費等指定公費立替金ということで、これが 70 歳前半の被保険者に係る一部負担金の軽減特例措置ということで、2 割負担から 1 割負担ということで年度途中で創設されました事業で新設の科目設定でございます。それが 50 万円を立替金ということで予算項目を設定するものでございます。

それによりまして不足額の補正でございますが、2,109 万 8 千円を今議会に提案し承認を得るものでございます。

それでは御手元の資料の議案書第 3 号の方を朗読させていただきます。

平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 12 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページを御覧いただきまして。1 ページ目でございます。朗読させていただきます。

議案第 3 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,109 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 1,309 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 12 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページお聞きください。続いて朗読させていただきます。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部から。

款 3. 国庫支出金

補正前の額 3 億 333 万 4 千円、補正額 139 万 7 千円、計 3 億 473 万 1 千円。

項 1. 国庫負担金

補正前の額 2 億 1,800 万 1 千円、補正額 67 万円、計 2 億 1,867 万 1 千円。

項 2. 国庫補助金

補正前の額 8,533 万 3 千円、補正額 72 万 7 千円、計 8,606 万円。

款 6. 県支出金

補正前の額 4,989 万 5 千円、補正額 41 万 3 千円、計 5,030 万 8 千円。

項 1. 県負担金

補正前の額 536 万円、補正額 26 万 4 千円、計 562 万 4 千円。

項 2. 県補助金

補正前の額 4,453 万 5 千円、補正額 14 万 9 千円、計 4,468 万 4 千円。

款 10. 繰越金、項 1. 繰越金、同額でございます。

補正前の額 1,678 万 8 千円、補正額 1,878 万 8 千円、計 3,557 万 6 千円。

款 11. 諸収入

補正前の額 382 万 8 千円、補正額 50 万円、計 432 万 8 千円。

項 5. 療養費等指定公費返還金

補正前の額 0 円、補正額 50 万円、計 50 万円。

歳入合計

補正前の額 7 億 9,200 万円、補正額 2,109 万 8 千円、計 8 億 1,309 万 8 千円。

歳出の部でございます。

款 3. 後期高齢者支援金等、項 1. 後期高齢者支援金等、同額でございます。

補正前の額 8,568 万円、補正額 214 万円、計 8,782 万円。

款 7. 共同事業拠出金、項 1. 共同事業拠出金、同額でございます。

補正前の額 8,119 万 7 千円、補正額 1,378 万 2 千円、計 9,497 万 9 千円。

款 11. 諸支出金

補正前の額 25 万円、補正額 517 万 6 千円、計 542 万 6 千円。

項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 0、補正額 467 万 6 千円、計 492 万 6 千円。

項 2. 療養費等指定公費立替金

補正前の額 0、補正額 50 万円、計 50 万円。

歳出合計

補正前の額 7 億 9,200 万円、補正額 2,109 万 8 千円、計 8 億 1,309 万 8 千円でございます。あと、事項別明細以後につきましては省略させていただきます。

御審議の程よろしくお願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第9 議案第4号：「平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について（補正第2号）」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第4号の提案について御説明させていただきます。  
歳出と致しまして本年度から施行されました後期高齢者医療保険制度、長寿医療制度でございます。各国会で見直し等により高齢者の円滑な運営のための負担の軽減について、保険上の軽減対策事業のため市町村電算システムの改修費を今回247万8千円の増額補正をお願いするものでございます。これらの歳入財源につきましては国の方から流れてくる国庫補助金全額補てんされますので、財源に充てて計上するものでございます。  
それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 4 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり提出する。

平成 20 年 12 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 4 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算補正の総額に歳入歳出それぞれ 247 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,680 万 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 20 年 12 月 10 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお開きください。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 8. 国庫支出金、項 1. 国庫補助金

補正前 0、補正額 247 万 8 千円、計 247 万 8 千円。

歳入合計

補正前の額 7,433 万 1 千円、補正額 247 万 8 千円、計 7,680 万 9 千円。

次のページ、歳出の部でございます。

款 1. 総務費

補正前の額 146 万 2 千円、補正額 247 万 8 千円、計 394 万円。

項 1. 総務管理費

補正前の額 80 万 7 千円、補正額 247 万 8 千円、計 328 万 5 千円。

歳出合計

補正前の額 7,433 万 1 千円、補正額 247 万 8 千円、計 7,680 万 9 千円でございます。

以上、後の分につきまして割愛させていただきます。よろしく御審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

-----  
議長（吉田宏至） 日程第10 議案第5号：「水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結について」を議題と致します。  
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは、議案第5号、水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結についてを御説明致します。

工事契約について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条、予定価格5千万以上の工事の規定に基づき提案させていただきます。

今回の工事につきましては、安堵町公共下水道事業の事業計画に基づき施工致します。工事の概要と致しましては工事場所は笠目地内で、工事延長468.9メートル、幹線管渠敷設工事でございます。

なお、工事入札につきましては去る11月27日に指名業者7社による競争入札を既実施させていただいており、菅野建設株式会社が落札致しております。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 5 号：水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結について

水環境整備下水道事業の工事請負契約の締結について次のとおり契約を締結したいので議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 5 月安堵村条例第 2 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

平成 20 年 12 月 10 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

1. 契約の目的 水環境整備下水道工事（特下第 20-9）
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約の金額 7,266 万円（うち消費税 346 万円）
4. 契約の相手方 天理市石上町 598 番地の 1  
菅野建設株式会社  
代表取締役 菅野光真

以上でございます。よろしく審議の程お願い致します。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 年度計画によりまして工事順調よく進んでいただいていることにほんとにありがたく感じる場所ですけども。

今回のこれ笠目地区 4 百何メートルとおっしゃいましたな、課長な。具体的にどの辺からどの辺までいう。今わかれば口頭で結構です。

理事（山崎文生） はい。

笠目 149 番地の 5 から笠目 259 番地の 1。場所と致しましては、笠目 1 番川線の…。役場に来ている中野君の家のとこから藤井板金さんの実家。その間プラス中野君の家から名阪向けて 100 メーター余りが施工区間でございます。

4 番（森田 瞳） はい。

議長（吉田宏至） よろしいですか。

4 番（森田 瞳） 結構です。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。  
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第5号について採決します。  
この採決は、挙手によって行います。  
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。  
よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

-----

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長（吉田宏至） 議会運営委員会は、12日（金）、午前10時からですので、よろしく  
お願い致します。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、12日（金）の午後5時で締  
め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、17日（水）午前10時からですので、よろしく  
お願い致します。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。  
本日は、これで散会します。  
どうもお疲れ様でした。  
ありがとうございます。

散 会

-----  
午前 11時00分  
-----